第2編 地下水水質測定結果

第2編 地下水水質測定結果

1 調査概要

水質汚濁防止法第 15 条の規定により、地下水の水質の状況を把握するため、岡山市及び倉敷市と協力して、県内 31 地点で概況調査を行うとともに、過去に汚染が確認された 3 地点で継続監視調査を実施した。

(1) 対象項目

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている環境基準項目 (28 項目) 及び要監視項目 (25 項目)

(2) 測定方法

ア 概況調査

環境基準項目及び要監視項目 年1回

イ 継続監視調査

環境基準項目 年1~2回

測定地点の内訳

区 分	県	岡山市	倉敷市	計
概況調査	19	6	6	31
継続監視調査	2	0	1	3
合 計	21	6	7	34

2 結果概要

(1) 概況調査

31地点のうち3地点で、一部の調査対象物質が環境基準を超過していた。

(2) 継続監視調査

3地点のうち2地点で、依然として調査対象物質が環境基準を超過していた。

地下水の水質測定項目について

環境基準項目

環境基準で定めている人の健康の保護に係る項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン (以上28項目)

要監視項目

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境 基準項目とせず引き続き知見の集積に努めるべき項目

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA) (以上 25 項目)

地下水の測定項目、測定方法、報告下限値等

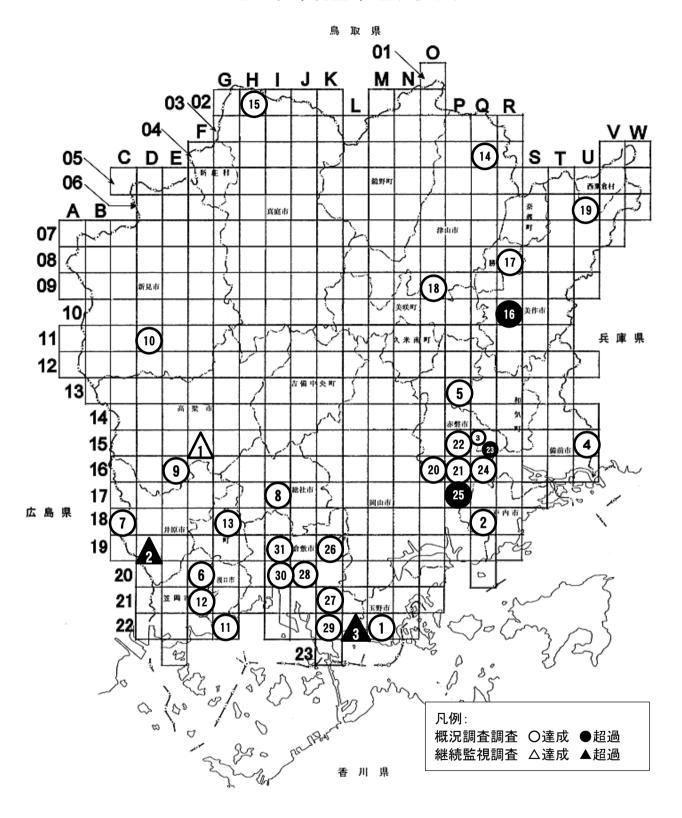
	測定項目	測定方法	報告下限値 (mg/L)	左記未満 の表記
	カドミウム	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に 定める方法	0.0003	<0.0003
	全シアン	規格K0102の38.1.2(規格K0102の38の備考11を除く。以下同じ。) 及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法	0.1	ND
	鉛	規格 K0102 の 54 に定める方法	0.005	< 0.005
	六価クロム	規格 K0102 の 65.2 (規格 K0102 の 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。) に定める方法	0.01	<0.01
		(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに		
		定めるところによる。)		
		 1 規格 K0102 の 65.2.1 に定める方法による場合は、原則として光路長		
		50mm の吸収セルを用いること。		
		2 規格 K0102 の 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 の備考 11b) に定める方法によ		
		る場合、試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六		
		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
		価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%である ことを確認すること。		
		 3 規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場		
		合、2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa) 又はb)に定める操		
_		作を行うこと。		
環	ひ素	規格 K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	0.005	<0.005
境	総水銀	公共用水域告示付表2に掲げる方法	0.0005	<0.0005
_	アルキル水銀	公共用水域告示付表3に掲げる方法	0.0005	ND
基	PCB	公共用水域告示付表4に掲げる方法	0.0005	ND
準	ジクロロメタン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	四塩化炭素	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0002	<0.0002
項目	クロロエチレン (別名塩化ビニルモノマー)	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法	0.0002	<0.0002
Ħ	1,2-ジクロロエタン	- 規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	0.0004	<0.0004
	1,1-ジクロロエチレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.002	<0.002
	1,2-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により 測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測	0.004	<0.004
		定されたトランス体の濃度の和とする。		
	1,1,1-トリクロロエタン	規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	0.0005	<0.0005
	1,1,2-トリクロロエタン	同上	0.0006	<0.0006
	トリクロロエチレン	同上	0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	同上	0.0005	<0.0005
	1,3-ジクロロプロペン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.0002	<0.0002
	チウラム	公共用水域告示付表5に掲げる方法	0.0006	<0.0006
	シマジンチオベンカルブ	公共用水域告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	0.0003	<0.0003
	ベンゼン	同上	0.002	<0.002
	セレン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.001	<0.001
	硝酸性窒素及び亜硝	規格 K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法 硝酸性窒素にあっては、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は	0.002	<0.002 <0.02
	酸性窒素	43.2.6 に定める方法	0.07	(0.7)
		亜硝酸性窒素にあっては、規格 K0102 の 43.1 に定める方法	0.01	<0.01
		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 K0102 の 43.1 により測定された亜	0.03	<0.03
		硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。		

	測定項目	測定方法	報告下限値	左記未満
			(mg/L)	の表記
環	ふっ素	規格K0102の34.1(規格K0102の34の備考1を除く。)若しくは34.4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量 に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、	0.08	<0.08
境基		水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、規格 K 0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを		
準		追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1.1c)c)(注2第三文 及び規格K0102の34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及 びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認		
項		した場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表 7に掲げる方法		
	ほう素	規格 K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法	0.03	<0.03
目	1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表8に掲げる方法	0.005	<0.005
	クロロホルム	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	0.006	<0.006
	1,2-ジクロロプロパン	同上	0.006	<0.006
	p-ジクロロベンゼン	同上	0.02	<0.02
	イソキサチオン	平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知(以下「平成5年通知」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.0008	<0.0008
	ダイアジノン	同上	0.0005	<0.0005
	フェニトロチオン(MEP)	同上	0.0003	<0.0003
	イソプロチオラン	同上	0.004	<0.004
	オキシン銅(有機銅)	平成5年通知付表2に掲げる方法	0.004	<0.004
	クロロタロニル(TPN)	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	0.004	<0.004
	プロピザミド	同上	0.0008	<0.0008
	EPN	同上	0.0006	<0.0006
	ジクロルボス(DDVP)	同上	0.001	<0.001
	フェノブカルブ(BPMC)	同上	0.002	<0.002
	イプロベンホス(IBP)	同上	0.0008	<0.0008
要	クロルニトロフェン(CNP)	同上	0.0001	<0.0001
監	トルエン	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	0.06	<0.06
視	キシレン	同上	0.04	<0.04
項	フタル酸ジエチルヘキシル	平成5年通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	0.006	<0.006
目	ニッケル	規格 K0102 の 59.3 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる 方法	0.005	<0.005
	モリブデン	規格 K0102 の 68.2 に定める方法又は付表4若しくは付表5に掲げる 方法	0.01	<0.01
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環水企発第 040331003 号環水土発第 040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知(以下「平成 16 年 通知」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	0.002	<0.002
	エピクロロヒドリン	平成 16 年通知付表2に掲げる方法	0.0001	<0.0001
	全マンガン	規格 K0125 の 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法	0.02	<0.02
	ウラン	平成16年通知付表4の第1又は第2に掲げる方法	0.0002	<0.0002
	ペルフルオロオクタン スルホン酸(PFOS)	令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号・環水大土発第2005282号 環境省水・大気環境局長通知付表1に掲げる方法	2.5(ng/L)	<2.5
	ペルフルオロオクタン 酸(PFOA)		2.5(ng/L)	<2.5
	PFOS 及び PFOA		5(ng/L)	<5

備考

- 1 上表に掲げる報告下限値は、定量下限値と同じ数値とする。
- 2 数値の取り扱いについては「環境基本法に基づく水質環境基準の類型指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準(平成13年環水企第92号)」による。

地下水環境基準達成状況図



3 測定結果(個表)

概況調査

一根	だ況調査										1		
	番	号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	メ ッ シ ュ 番	号	M-22	Q-18	Q-15	U-15	P-13	F-20	C-18	I-17	E-16	D-11	G-22
	測 定 地 点 :	名	玉野市長尾	瀬戸内市邑久町本庄	赤磐市吉原	備前市三石	和気町	笠岡市尾坂	井原市芳井町川相	総社市富原	高梁市川上町地頭	新見市哲西町成松	浅口市寄島町
	調査機	周	岡山県										
	調 査 区 分	4	概況調査										
井戸	井戸の形態		浅	浅	不明	不明	不明	浅	不明	不明	不明	不明	浅
တ	使用目的		生活用水	生活用水	一般飲用	生活用水	一般飲用	その他	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
緒元	井戸の深さ(m)		6. 4	3. 2	_	約8	16	-	6. 2	-	5. 6	3. 3	10. 8
	採 取 年 月	B	令和4年10月24日	令和4年10月24日	令和4年10月24日	令和4年10月24日	令和4年10月24日	令和4年10月20日	令和4年10月20日	令和4年10月14日	令和4年10月14日	令和4年10月14日	令和4年10月20日
	水	温	17. 7	18. 6	19. 5	18. 5	19. 1	20. 5	17. 5	20. 5	19. 5	18. 2	19. 6
	透視	度	>30cm	>30cm	>30cm	>30cm	>30cm	>30cm	>30	>30	>30	>30	>30
	рН		6. 3	7. 2	6. 3	7. 4	6. 6	6. 9	7. 6	6. 7	6. 8	8. 5	7. 0
	電気伝導率 (mS/n	n)	10.6	11. 3	21. 1	9. 8	17. 0	14. 1	24. 7	21. 1	22. 2	31. 4	33. 0
	カドミウム	(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
	全 シ ア ン	(mg/L)	N. D										
	鉛	(mg/L)	0. 005	<0.005	0.005	0. 005	<0.005	0.008	<0.005	<0. 005	<0.005	<0.005	<0.005
	六価 クロム	(mg/L)	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
	ひ 素	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0. 005	<0.005	<0.005	<0.005
健	総 水 銀	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	アルキル水銀	(mg/L)	N. D										
	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)	N. D										
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
康		(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
14.	1,2 - ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
	1,1 - ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
		(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
	1,1,1ートリクロロエタン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
		(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
項	トリクロロエチレン	(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0. 001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
	1,3 - ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
		(mg/L)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006
		(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
		(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0. 002	<0.002	<0.002	<0.002	<0. 002	<0.002	<0.002	<0.002
目		(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0. 001	<0.001	<0.001	<0.001	<0. 001	<0.001	<0.001	<0.001
		(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0. 002	<0.002	<0.002	<0.002
		(mg/L)	1.0	1.1	2. 8	0. 6	2. 5	1. 0	8. 8	3. 6	2. 6	1. 3	2. 6
		(mg/L)	0. 14	0.08	<0.08	0. 08	0. 13	<0.08	<0.08	0. 14	0.09	<0.08	0.08
		(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0. 03	<0.03	<0.03	<0.03	0.11
	1,4 - ジオキサン	(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

3 測定結果(個表)

概況調査

1-70	况調	ᅭ					·									
	番				号	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
	У	ツ	シ	ച ∄	号	F-21	G-18	Q-04	H-02	R-10	R-08	0-09	U-06	0-16	P-16	P-15
	測	定	地	点	名	里庄町大字里見	矢掛町東川面	津山市阿波	真庭市蒜山湯船	美作市位田	勝央町豊久田	美咲町越尾	西粟倉村長尾	岡山市東区瀬戸町菊山	岡山市東区瀬戸町下	岡山市東区瀬戸町鍛冶屋
	調	查	Ē	機	関	岡山県	岡山市	岡山市	岡山市							
	調	查	ŧ	区	分	概況調査	概況調査	概況調査								
井戸		井	戸の	0 形 1	熋	浅	不明	浅	不明	浅	不明	浅	浅	不明	不明	不明
Ø		1	使 用	目 的		生活用水	生活用水	その他	その他	生活用水	生活用水	生活用水	その他	生活用水	生活用水	生活用水
緒元		井	戸の氵	深 さ(r	n)	3	=	4. 4	=	3	約4	4. 2	7. 7	不明	不明	不明
	採	取	年	月	В	令和4年10月20日	令和4年10月14日	令和4年10月28日	令和4年10月21日	令和4年10月21日	令和4年10月28日	令和4年10月21日	令和4年10月28日	令和4年5月26日	令和4年5月26日	令和4年5月26日
	水				温	21.7	19. 6	15. 2	12. 2	20.5	19. 2	16. 8	16. 8	-	=	-
	透		視		度	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	>30	-	-	-
			рΗ	+		7. 0	7. 2	7. 3	8. 1	6. 4	6. 3	6. 4	7. 2	-	-	-
	電	気伝	導率	(mS	/m)	37. 6	39. 4	6. 1	7. 3	82. 9	39. 0	7	8. 4	-	-	-
	カ	4	ミゥ	, Т	(mg/	L) <0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	全	シ	ア	ン	(mg/	L) N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D
		1	鉛		(mg/	L) <0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
	六	価	クロ	٨	(mg/	L) <0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
	1	Ŋ		素	(mg/	L) <0.005	0. 005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
健	総		水	銀	(mg/	L) <0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	ア	ルキ	ル	水 銀	(mg/	L.) N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D.	N. D.	N. D.
	ポリ	塩 化	ビフコ	ェニル	(mg/	L) N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D.	N. D.	N. D.
	ジ!	7 🗆	ロメ	タン	(mg/	L) <0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	四	塩	化 炭	素	(mg/	∟) <0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
rate:	塩 化	ピニ.	ルモノ	/ マー	(mg/	∟) <0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
康	1, 2 —	ジク		エタン	(mg/	∟) <0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
	1,1 -	ジクロ	ппт	チレン	(mg/	L) <0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0. 002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	1,2 —	ジクロ	ппт	チレン	(mg/	L) <0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0. 004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
	1, 1, 1 -	ートリ	クロロ	エタン	(mg/	∟) <0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1, 1, 2	ートリ	クロロ	エタン	(mg/	L) <0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
項	トリ	クロ	птя	チレン	(mg/	L) <0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	テト	ラクロ	пΙ	チレン	(mg/	L) <0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
	1,3 —	ジクロ	ロロプ	ロペン	(mg/	L) <0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
	チ	ゥ	ラ	٨	(mg/	L) <0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	<0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
	シ	マ	ジ	ン	(mg/	L) <0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
	チュ	トベ	ン カ	ルブ	(mg/	L) <0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0. 002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
目	ベ	ン	ゼ	ン	(mg/	L) <0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
	セ		レ	ン	(mg/	L) <0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
	硝酸性	窒素及	び亜硝	酸性窒素	(mg/	L) 6.8	0. 46	0. 47	0. 28	57	3. 1	2. 8	0. 91	4. 4	1. 0	0.40
	Ä		2	素	(mg/	L) 0.36	0. 24	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	<0.08	< 0.08	0. 19	0. 41
	l	£	う	素	(mg/	L) <0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0. 07	<0.03	<0.03	<0.03	< 0.03	0. 03	< 0.03
	1, 4	- ジ	オキ	サン	(mg/	L) <0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

3 測定結果(個表)

概況調査

概況調査			_	T				T	T
番号	23	24	25	26	27	28	29	30	31
メッシュ番号	Q-15	Q-16	P-17	K-19	K-21	J-20	K-22	I-20	I-19
測 定 地 点 名	岡山市東区瀬戸町万富	岡山市東区西祖	岡山市東区竹原	倉敷市新田	倉敷市広江	倉敷市東富井	倉敷市児島味野	倉敷市玉島	倉敷市船穂町船穂
調 査 機 関	岡山市	岡山市	岡山市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市	倉敷市
調 査 区 分	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査	概況調査
井戸 井 戸 の 形 態	不明	不明	不明	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	浅井戸	不明
の使用目的	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水
緒元 井戸の深さ(m)	不明	不明	不明	4	5	10	5. 0	5	不明
採取年月日	令和4年5月26日	令和4年5月26日	令和4年5月26日	令和4年10月3日	令和4年10月3日	令和4年10月3日	令和4年10月3日	令和4年10月3日	令和4年10月3日
水温	-	-	-	22. 6	21.6	19. 9	25. 6	23.6	22. 7
透 視 度	-	-	-	>30	>30	>30	>30	>30	>30
р Н	-	-	-	6. 4	6. 3	7. 5	6. 7	6. 2	7. 3
電気伝導率 (mS/m)	-	-	-	15	31	37	37	22	16
カ ド ミ ウ ム (mg/	.) < 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
全 シ ア ン (mg/	.) N. D	N. D	N. D	N. D.					
鉛 (mg/	.) < 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
六 価 ク ロ ム (mg/	.) < 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
ひ 素 (mg/	.) < 0.005	< 0.005	0. 005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
健総水銀(mg/	.) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
ア ル キ ル 水 銀 (mg/	.) N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
ポリ塩化ビフェニル (mg/	.) N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.	N. D.
ジ ク ロ ロ メ タ ン (mg/	.) < 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素(mg/	.) < 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
塩化ビニルモノマー(mg/	.) < 0.0002	< 0.0002	0. 0037	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
康 1,2 — ジクロロエタン (mg/	.) < 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
1.1 — ジクロロエチレン (mg/	.) < 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
1,2 — ジクロロエチレン (mg/	.) < 0.004	< 0.004	0. 014	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1 — トリクロロエタン (mg/	.) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,1,2 — トリクロロエタン (mg/	.) < 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
項 トリクロロエチレン (mg/	.) < 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
テトラクロロエチレン (mg/	.) < 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
1,3 — ジクロロプロペン (mg/	.) < 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0. 0002	< 0.0002	< 0.0002
チ ウ ラ ム (mg/	.) < 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
シ マ ジ ン (mg/	.) < 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ (mg/	.) < 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
目 ベ ン ゼ ン (mg/	.) < 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セレン (mg/	.) < 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/	.) 12	0. 28	< 0.03	0. 28	1.0	< 0.03	0. 40	0. 15	0. 20
ふ っ 素 (mg/	.) 0.18	< 0.08	0. 52	0. 09	0. 11	0. 13	0. 48	0. 15	0. 09
ほ う 素 (mg/	.) < 0.03	< 0.03	0.13	< 0.03	0.06	0. 13	0. 17	0. 14	< 0.03
1,4 - ジオキサン (mg/	.) < 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

概況調査(要監視項目)

	[調査(安益代項日)			
	番	号	10	14
	メ ッ シ ュ 番	号	D-11	Q-04
	測 定 地 点	名	新見市哲西町成松	津山市阿波
	調査機	E .	岡山県	岡山県
	調 査 区 分	}	概況調査	概況調査
井戸	井戸の形態		不明	浅
Ø	使用目的		生活用水	その他
緒元	井戸の深さ (m)		3. 3	4. 4
		8	令和4年10月14日	令和4年10月28日
		=	18. 2	15. 2
		雙	>30cm	>30cm
	рН		8. 5	7. 3
	電気伝導度 (mS/r	n)	31. 4	6. 1
	クロロホルム	(mg/L)	<0.006	<0.006
	1,2 — ジクロロプロパン	(mg/L)	<0.006	<0.006
	p - ジクロロベンゼン	$(mg\diagup L)$	<0.02	<0.02
	イソキサチオン	(mg/ L)	<0.0008	<0.0008
	ダ イ ア ジ ノ ン	(mg/L)	<0.0005	<0. 0005
	フェニトロチオン	$(mg\diagup L)$	<0.0003	<0. 0003
	イソプロチオラン	(mg/ L)	<0.004	<0.004
	オ キ シ ン 銅	(mg∕ L)	<0.004	<0.004
	ク ロ ロ タ ロ ニ ル	(mg∕ L)	<0.004	<0.004
要	プロピザミド	(mg/L)	<0.0008	<0. 0008
監	E P N	$(mg\diagup L)$	<0.0006	<0. 0006
	ジクロルボス	(mg/L)	<0.001	<0.001
視	フェノブカルブ	(mg/L)	<0.002	<0.002
項	イプロベンホス	(mg ∕ L)	<0.0008	<0. 0008
坝	クロルニトロフェン	(mg/L)	<0.0001	<0. 0001
目	トルエン	$(mg\diagup L)$	<0.06	<0.06
	キ シ レ ン	(mg/L)	<0.04	<0.04
	フタル酸ジェチルヘキシル	(mg/ L)	<0.006	<0.006
	ニッケル	(mg/ L)	<0.005	<0.005
	モリブデン	(mg/L)	<0.01	<0.01
	アンチモン	(mg ∕ L)	<0. 002	<0.002
	エピクロロヒドリン	(mg/L)	<0.0001	<0. 0001
	全 マ ン ガ ン	(mg/L)	<0.02	<0.02
	ウ ラ ン	(mg ∕ L)	<0.0002	<0. 0002
	P F O S 及 び P F O A	(ng/L)	<5. 0	<5.0

継続監視調査

7	<u>迷続監視調査</u> 番	号		1		2	3
	メッシュ番			-15		-19	L-22
	測定地点		羽町成羽		高屋町	倉敷市児島唐琴	
	調査機	名 関		山県	岡山	倉敷市	
	調査区	分		視調査	継続監	継続監視調査	
井戸	井戸の形態			井戸		井戸	浅井戸
o o	使用目的			用水		用水	生活用水
緒元		1)		. 0		明	3
1270	採取年月	В	令和4年6月16日	令和4年10月14日	令和4年6月16日	令和4年10月20日	令和5年2月14日
	水	温	23. 3	20. 5	22. 0	16. 3	14. 0
	透視	度	>30cm	>30cm	>30cm	>30cm	>30
	рН		6. 9	6. 8	7. 3	7. 3	6. 6
	電気伝導率(mS	/m)	24	28. 3	20. 1	20. 5	26
	カドミウム	(mg/L)					
	全 シ ア ン	(mg/L)					
	鉛	(mg/L)					
	六 価 ク ロ ム	(mg/L)					
	ひ 素	(mg/L)					
健	総 水 銀	(mg/L)					
	アルキル水銀	(mg/L)					
	ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)					
	ジクロロメタン	(mg/L)	<0.002	<0.002			<0.002
	四塩化炭素	(mg/L)	<0.0002	<0.0002			<0.0002
	塩化ビニルモノマー	(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
康	1,2 - ジクロロエタン	(mg/L)	<0.0004	<0.0004			<0.0004
	1,1 - ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
	1,2 - ジクロロエチレン	(mg/L)	<0.004	0. 005	<0.004	<0.004	<0.004
	1, 1, 1 ー ト リ ク ロ ロ エ タ ン	(mg/L)	<0.0005	<0.0005			<0.0005
	1,1,2ートリクロロエタン	(mg/L)	<0.0006	<0.0006			<0.0006
項	トリクロロエチレン	(mg/ L)	0. 001	0. 002	0. 019	0.009	<0.001
	テトラクロロエチレン	(mg/ L)	<0.0005	<0.0005			0. 078
	1,3 - ジクロロプロペン	(mg/L)	<0.0002	<0.0002			<0.0002
	チウラム	(mg/ L)					
	シマジン	(mg/L)					
	チオベンカルブ	(mg/L)					
目	ベンゼン	(mg/L)	<0.001	<0. 001			<0.001
	セレン	(mg/L)					
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)					
	ふっ 素	(mg/L)					
	ほ う 素	(mg/L)					
	1,4 - ジオキサン	(mg/L)					
			•	<u></u>	<u></u>	•	

(参考資料) 地下水の水質汚濁に係る環境基準(令和5年3月31日時点)

(平成9年3月13日環境庁告示第10号 最終改正 令和3年10月7日環境省告示第63号)

項目	環境基準値	測定方法
カドミウム	0.003 mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0102の55.2、55.3又は55.4に定める 方法
全シアン	検出されないこと	規格K0102の38.1.2及び38.2に定める方法、規格K0102の38.1.2及び38.3に定める方法又は規格K0102の38.1.2及び38.5に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格K0102の65.2 (規格K0102の65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格K0102の65.2.1に定める方法による場合は、原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格K0102の65.2.3、65.2.4又は65.2.5の備考11b)に定める方法による場合、試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 規格K0102の65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合、2に定めるところによるほか、規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
ひ素	0.01 mg/L以下	規格K0102の61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	公共用水域告示付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと	公共用水域告示付表3に掲げる方法
РСВ	検出されないこと	公共用水域告示付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L以下	平成9年3月13日環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	シス体にあっては規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあっては、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	同上
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	同上
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	同上
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	公共用水域告示付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	公共用水域告示付表6に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	同上
ベンゼン	0.01 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格K0102の67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方
亜硝酸性窒素		法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102の43.1に定める方法
ふっ素	0.8 mg/L以下	規格K0102の34.1若しくは34.4に定める方法又は規格K0102の34.1c) (注(6) 第三文を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。) 及び告示付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格K0102の47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下	公共用水域告示付表8に掲げる方法

備 考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの 濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じた ものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

要監視項目及び指針値(令和5年3月31日時点)

(平成5年3月8日環境庁水質保全局長通知)

(最終改正 令和2年5月28日環境省水・大気環境局長通知)

	, ,	次,以上 1412年6月26日來先日外 // // // // // // // // // // // // //
項目	指針値	測定方法
クロロホルム	0.06 mg/L以下	日本産業規格(以下「規格」という。)K0125の5.1、5.2又は5.3.1
		に定める方法
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L以下	同上
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L以下	同上
イソキサチオン	0.008 mg/L以下	平成5年4月28日付け環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長 通知(以下「平成5年通知」という。)付表1の第1又は第2に掲げる方法
ダイアジノン	0.005 mg/L以下	同上
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L以下	同上
イソプロチオラン	0.04 mg/L□以下	同上
オキシン銅(有機銅)	0.04 mg/L以下	平成5年通知付表2に掲げる方法
クロロタロニル (TPN)	0.05 mg/L以下	平成5年通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
プロピザミド	0.008 mg/L以下	同上
EPN	0.006 mg/L以下	同上
ジクロルボス (DDVP)	0.008 mg/L以下	同上
フェノブカルブ (BPMC)	0.03 mg/L以下	同上
イプロベンホス (IBP)	0.008 mg/L以下	同上
クロルニトロフェン (CNP)	_	同上
トルエン	0.6 mg/L以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
キシレン	0.4 mg/L以下	同上
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L以下	平成5年通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
ニッケル		規格K0102の59.3に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5
		年通知付表5に掲げる方法
モリブデン	0.07 mg/L以下	規格K0102の68.2に定める方法又は平成5年通知付表4若しくは平成5
	O. O. mg/ Lex 1	年通知付表5に掲げる方法
		平成16年3月31日付け環水企発第040331003号・環水土発第040331005
アンチモン	0.02 mg/L以下	号環境省環境管理局水環境部長通知(以下「平成16年通知」という。)付
		表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L以下	平成16年通知付表2に掲げる方法
全マンガン	0.2 mg/L以下	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
ウラン	0.002 mg/L以下	平成16年通知付表4の第1又は第2に掲げる方法
^゚ルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)及びペル	50ng/L以下 (暫定)	令和2年5月28日付け環水大水発第2005281号・環水大土第2005282
フルオロオクタン酸 (PFOA)	~~118/ 12/ (AL/	号環境省水大気環境局長通知付表1に掲げる方法